

## 岡山市小規模工事審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第3条第4項の規定に基づき、各局室及び各区に置く岡山市小規模工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 小規模工事（岡山市小規模工事取扱規程第2条に基づくもの。以下同じ。）施工の必要性
- (2) 小規模工事請負業者選定の是非
- (3) 小規模工事設計変更理由及び内容の確認
- (4) 小規模工事の検査を行う課の選定
- (5) 岡山市小規模工事低価格見積調査実施要綱第12条に規定する契約の相手方の決定
- (6) その他小規模工事の適正な執行のため、審査委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって各局室又は各区ごとに組織する。

2 委員長は、各局室長又は各区長をもって充て、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、各局室又は各区の課長相当職以上の職員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

4 各局室長又は各区長が必要と認めたときは、各局室長又は各区長が指定した部長相当職以上の職員を委員長に充て、各局室及び各区内に複数の審査委員会を設置することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、各局室長又は各区長が特に必要と認めたときは、各局室長又は各区長が指定した職員を委員に充てることができる。

6 第4項の規定にかかわらず、各局室長又は各区長が特に必要と認めたときは、各局室長又は各区長が指定した課長相当職以上の職員を委員長に充て、各局室及び各区内に複数の審査委員会を設置することができる。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員長、委員及び関係職員は、審査委員会において知り得た秘密を他に漏らし  
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、各局室又は各区の主管課又は各局室長又は各区長が指定す  
る課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。